

球磨川リバーミュージアム構想推進等業務委託仕様書

1 業務名

球磨川リバーミュージアム構想推進等業務

2 業務の目的

熊本県（以下「県」という。）では、令和2年7月豪雨を受け、球磨川流域の「災害を忘れない取組み」及び「川の恵みを活かした取組み」等をつなぎ合わせて活用し、流域内外に広く発信することで、地域防災力の向上や流域の価値・魅力の再認識につなげるとともに、交流人口の増加を図る「球磨川リバーミュージアム構想（以下「KRM構想」という。）」を推進することとしており、令和6年度に「KRM構想（素案）」を策定した。

本業務では、「KRM構想（素案）」を基に、実現のためのプロセスや必要な取組みを検討して「KRM構想（案）」を作成するとともに、同構想の球磨川流域等への浸透に係る事業を実施する。

3 委託期間

委託契約締結日から令和8年（2026年）3月27日（金）まで

4 業務内容

受託者は「KRM構想（素案）」を踏まえ、次の業務を行う。

(1) KRM 構想の作成

「KRM 構想（素案）」を基に、目指す姿を実現するためのプロセスやアイデア等を取りまとめ、「KRM 構想（案）」の作成を行う。

(2) KRM 構想に係るランディングページ等の検討

- ① 情報を一元化したランディングページ及びアプリ等の企画案の提案。
- ② 当該企画案を実施した場合に発生する制作・運営に係る費用の試算。

※なお、費用の試算については、令和7年（2025年）9月中の提案を想定。

(3) ロゴマークの制作

- ・ KRM 構想推進において統一的に使用するシンボルマーク 1 点とロゴタイプ 1 点を組み合わせたロゴマーク 1 点を制作する。
- ・ デザインに求める条件やデザインの選定方法等は、別途、県と協議の上決定する。

(4) 看板デザイン等の提案

- ① 災害遺構等の各スポットへの設置を検討している看板のデザイン（板面のデザイン及び規格等）の提案。
- ② 看板 1 基の設置に係る費用の試算。

※ なお、板面には、当該スポットの経緯等の概要、災害遺構の場合は被災前・

被災時の画像、復旧方法及び関連 web ページの QR コード等の掲載を想定しているが、別途、県と協議の上決定する。

(5) キックオフフォーラムの開催

- ・ 「KRM 構想」を広く球磨川流域等に周知するため、「KRM 構想キックオフフォーラム」を開催する。
- ・ 開催方法及び講師等は受託者の提案を踏まえ、別途、県と協議の上決定する。
- ・ フォーラム開催に係る経費（講師旅費・報償費及び会場使用料等の一切）は、受託者が負担する（委託料に含む）こととする。

(6) 業務に関する協議等

- ・ 上記(1)～(5)の業務の実施に当たり、適宜県との協議（web 会議可）を行う（5 回程度を想定）。また、必要に応じて市町村等の関係機関との打合せ等を行う。

5 成果品

- (1) KRM構想（案）の電子データ
- (2) ロゴマーク及び費用試算に係る電子データ
- (3) 看板デザイン及び費用試算に係る電子データ
- (4) その他本業務委託で作成した資料

6 その他

- (1) 成果品その他本業務で生じる著作物等に関する一切の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。
- (2) 受託者は、業務の遂行に際して知り得た情報等について、契約期間中及び計画期間終了後のいずれにおいても、委託者の許可なく他の業務等に使用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。
- (3) 業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託者の申請による。
- (4) 本仕様書に定めがない事項であっても、関連する事項が生じた場合、受託者は委託者の指示により、契約金額の範囲内でこれを実施する。
- (5) 受託者は、委託者と緊密な連携を保ちつつ、業務を遂行するものとする。
- (6) 業務の遂行に当たって、本仕様書に定めのない事項が生じた場合、または疑義が生じた場合は、速やかに委託者と受託者で協議を行うものとする。